

平成 2 2 年

第 2 回市議会定例会 議案第 6 号

職員の勤務時間に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 6 月 1 1 日提出

函館市長 西 尾 正 範

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（平成 3 年函館市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし，第 7 条を第 8 条とし，第 6 条を第 7 条とし，第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限）

第 6 条 任命権者は，小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが，深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が，規則で定めるところにより，当該子を養育するために請求した場合には，公務の正常な運営を妨げる場合を除き，深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は，3 歳に満たない子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養育するために請求した場合には，当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き，第 4 条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は，小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養育するために請求した場合には，

当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き，1月について24時間，1年について150時間を超えて，第4条の規定による勤務をさせてはならない。

- 4 第1項および前項の規定は，職員の休日および休暇に関する条例第7条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において，第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが，深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が，規則で定めるところにより，当該子を養育」とあるのは「職員の休日および休暇に関する条例第7条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が，規則で定めるところにより，当該要介護者を介護」と，「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と，前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が，規則で定めるところにより，当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか，勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，平成22年6月30日から施行する。

(提案理由)

職員から子の養育または日常生活を営むのに支障がある者の介護のために請求があった場合には、当該職員の深夜勤務および時間外勤務を制限することとするため